

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成28年7月28日(木) 午後2時30分～午後4時30分  
場所 札幌地方裁判所裁判員候補者待合室(本館2階)  
出席者 司会者 金子大作(札幌地方裁判所刑事第3部総括判事)  
法曹出席者 坂田正史(札幌地方裁判所刑事第3部判事)  
笠原達矢(札幌地方検察庁公判部検事)  
磯田丈弘(札幌弁護士会弁護士)  
裁判員経験者 5名(2番, 3番, 4番, 7番, 8番)  
補充裁判員経験者 2名(5番, 6番。出席予定だった1番の補充裁判員経験者は欠席)

### <意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介, 挨拶>

#### 司会者

裁判員, 補充裁判員を経験された皆様との意見交換会を始めさせていただきます。私は, 札幌地方裁判所刑事3部で裁判長を務めております金子大作と申します。よろしくお願ひいたします。本日の司会を務めさせていただきます。

裁判員裁判は, 平成21年から始まりまして, 既に7年を超えているところです。札幌における実施状況を申し上げますと, 今年の6月30日現在で, 裁判員として1221名の方々に, 補充裁判員として424名の方々に参加していただきました。全国の数字で見ますと, これは今年の5月末現在となりますが, 裁判員として5万1323名の方々に, 補充裁判員として1万7467名の方々に参加していただいていると伺っております。裁判所では, これまでにも, 今回のような意見交換会を実施しており, 様々な観点から御意見をいただいているところですが, その意見は, まさに次へのステップとして捉えております。より良い裁判員裁判が実施できるように参考にさせていただいています。本日も皆様の率直な御意見を伺いたいと思っておりますので, どうぞよろしくお願いいたします。

本日の席には, 私以外にも, 検察庁, 弁護士会, 裁判所からそれぞれ1名ずつ臨んでおりますので, まずは簡単に自己紹介をしていただきます。

#### 笠原検事

札幌地方検察庁公判部の検事の笠原と申します。担当は刑事1部でありまして, 今回は4件の事件についての意見交換がなされるようではありますが, そのうちの一つの事件については主任で担当させていただきました。よろしくお願ひいたします。

#### 磯田弁護士

札幌弁護士会の刑事弁護センターというところの副委員長をしております弁護士の磯田と申します。私自身は, 裁判員裁判を今まで6件経験しておりまして, 現在も1件抱えておりますので, 7年目ということで, ちょうど1年に1件くらいの割合で経験をさせていただいています。今回の皆さんの経験された事件はありませんけれども, それなりに件数を経ってきた中で, 弁護人の, 例えば, 主張の仕方であるとか, 立証の方法であ

るとか、そういったことが皆さんの中でどう評価されているのかを、今日はお聞きしたいなと思ってやってきました。よろしく願いいたします。

坂田判事

札幌地裁刑事3部の裁判官の坂田です。日ごろ、裁判員裁判を担当させていただいているのですけれども、試行錯誤、悩みを深めながら、1件1件工夫をしてやってきております。今日は皆様の貴重な御意見を伺って、これからの裁判員裁判に活かしてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

### <裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について>

司会者

今回は7名の経験者の皆様に出席いただいております。担当いただいた事件は様々ですけれども、いくつか共通のものもございます。まずは、どのような事件だったかを私の方から簡単に御紹介します。皆さんが担当された事件について、参加しての感想などを言っていただければなと思っておりますので、よろしく願いします。

まず、2番、4番、6番、8番の方々が御担当になられたのは、アパートに向けてけん銃を3発発射して窓ガラスを壊したり、その実包入りのけん銃を所持したという建造物損壊、銃刀法違反事件でした。公判審理から評議、判決に至るまで3日間の日程で、起訴事実には特に争いがなく、どういう刑罰を科すのかを中心に検討された事件であり、判決は、有罪と認定されて、懲役7年だったと聞いております。それでは、2番の方から順番に、全般的な感想があれば、伺ってまいりたいと思います。

2番

全般的な感想ですけれども、私が扱った事件が暴力団関係の方の事件で、自分の身に危険が及ぶのではないかとというのが最初の正直な感想でありました。ですけれども、公判が始まって、傍聴席を見たときに、さほど傍聴されている方がいらっしやらなかったもので、何かそういう間接的に何かを受けることはないとは思いましたが、どこかでそういう接点が知らないところで生まれるのではないかとという恐怖心みたいなものは、正直、最初はありました。始まってしまえば、夢中でといいますか、慣れない部分もありますので、気が付いたら終わっていたというような感じで、家でニュースを見たときに、すごいことをしてきたのだなということを改めて実感したというのが正直なところ です。

4番

まず、裁判員になったこと自体について、自分が当たったなという感じでいました。事件の内容を聞いたときに、新聞でも知っていたものですから、これは暴力団の事件だと気付きました。暴力団の事件でも、こういう裁判員裁判になるのかなというのが、一つの感想でした。公判で内容を聞きますと、子供同士のけんかみたいな感じを受けました。最終的な判決のころになると、傍聴席に明らかに暴力団の関係の人だと思われる方がいたような気がしましたが、私はそんなに恐怖心は感じませんでした。最終的に裁判長からもいろいろと話があって、その中で、評議を真剣にやったような気がします。そういう面では、裁判員裁判をやって良かったかなという感想をもっています。

6番

参加したのは4日間だったのですけれども、私は割と流されるがままといいますか、

淡々と参加をさせていただいたという感じですがけれども、そのときは、恐怖心は全く感じていませんでした。裁判官の方々の説明を聞いて、そうなんだと思いながら参加させていただいたのですけれど、最近、九州の方で裁判員裁判で声かけがあったというのを聞いてから、そのときに初めて怖いかもしれないなと思いました。自分の身にそういうことがなくて良かったなと感じ、最近過ごしていました。

#### 8番

もっと長くかかるかと思っていたのですけれど、意外と短かったです。裁判員裁判を経験させていただいて、犯行に至る経緯ですとか、動機とか、内部事情をいろいろ伺うと、ニュースの表題や新聞紙面で見るとはちょっと違った同情とかも覚えたりしました。それから、それ以後、事件を見ても単刀直入にポンと入ってくるのではなく、その裏にあるいろいろな事情を見聞きできたのは良い経験だったなと思います。特に暴力団の事件だったので、割と身近に感じていなかったときには、暴力団イコール悪いと端的に考えていたのですけど、たまたま担当させてもらった事件の被告人がかわいらしいところがあったりして、同情する部分もあったので、裁判の流れとしては、データベースに沿っていろいろ判断しましたがけれども、経緯や動機に関しては、ちょっと考えさせられた事件でした。

#### 司会者

ありがとうございました。それでは、次に、3番の方が経験された事件を御紹介いたします。交際相手である被害者と口論の末、殺意をもって首を腕で締めつけて窒息死させたという殺人事件であり、被告人に殺意があったのかどうかという点が争点となったものです。公判審理から評議、判決まで4日間で行われ、判決では、殺意があったと認められて殺人罪が成立するという事で有罪となり、主文は懲役13年の刑になったと伺っております。3番の方、いかがでしたか。

#### 3番

被告人と弁護人とのやり取りの中で、単純に、受け答えの準備をしてきた、そういうやり取りが見え隠れしていたのですよね。質問すると、被告人の答えがすぐに返ってくるし、検察官が質問すると「全然知らない。」とか、「分からない。」とか、そういう極端に返事ができないような感じなので、その辺が、不思議だなという感じはしました。この事件をいろいろ考えて、ネットでもいろいろ出ていましたが、あまりネットの情報は見ないで、全然違う形で出ていますので、それを見ないことにして。私がもしもそういう状況になると考えた場合に、被告人が言っていることは、あまりにも矛盾するのではないかなと思いました。

#### 司会者

続きまして、5番の方が御担当になった事件は、パチスロ店からメダルを盗み出した後に、乗り込んだ自動車のそばに立ちふさがった従業員2名に対し、逮捕されないように、自動車を発進させて、従業員1名にけがを負わせたという強盗致傷の事件と、その直後に無免許で無車検の自動車を運転したという道路交通法違反、道路運送車両法違反の事件であります。起訴事実には特に争いがなく、どのような刑罰を科すのかを中心に検討された事件であり、判決は有罪と認定されて、懲役3年、5年間保護観察付きの執行猶予となったと聞いております。公判審理から評議、判決まで3日間の日程で行われ

たと聞いております。5番の方、参加されていかがでしたでしょうか。

5番

この事件は殺人というのではないので、あまり生々しい感じではなかったのですが、ただ、逆に普通の人のごく日常の中でこういう罪を犯しているという、それほどメディアとかでも大きく取り上げられてはいない事件なのですけども、本当にごく身近なところで、もしかしたら自分の近所に住んでいるような人が、こういう事件を起こしているということを感じました。凶悪犯人とか凶悪事件とかではないのだけれども、もしかすると一歩間違えれば、殺人になったりとか、もっとエスカレートしたりする可能性もあるのかなということも考えさせられました。被告人は自分のやったことを一通り理解していて、最終的にちゃんと認めていたという感じではあるのですが、その中で、この人がどういう暮らしをしていたかとか、家族がどういう人たちだったのだろうかとか、どういうふうに出てきたのだろうかとか、いろいろなことを考えさせられました。極端な事件じゃないからこそ、逆にこういう人はもしかしたら、案外たくさんいるのかもしれないなと思いました。もしそうだとしたら、またこういうことをする人が出ないように、世間は どうしていったら良いのかなとか、また、この人は執行猶予で保護観察にはなったのですが、実際にきちんと守っていけるのかとかも、考えたりもしました。そういう意味で、ドラマや映画だと、そこでハッピーエンドで終わっちゃうのですが、これは現実に生きている人のことで、この人は実際の生活がこれから始まって、どうするかなど、実にいろいろなことを考えさせられて、非常に貴重な経験をさせていただいたと思います。周りの人からは、裁判員裁判って、何か怖い写真を見せられるのではないとか、いろいろ言われましたけれども、幸い、私の場合はそういうこともなく、大丈夫でした。ある意味で、初めてとしては、非常にいろいろなことをじっくり考えさせていただける良い経験だったなと思います。

司会者

ありがとうございます。それでは、7番の方の御担当になった事件を御紹介いたします。被告人が2名いた共犯の事件と伺っております。内容は、被害者から借りていた多額の金銭を返すのが困難になった被告人の一人が、支払いを免れるために被害者を殺害しようと考えて、その被告人がお金を貸していたもう一人の被告人にそのような話を持ちかけて共謀し、被害者を殺害し、その死体を損壊、遺棄したという死体遺棄、死体損壊、強盗殺人事件でした。争点は、被害者から金を借りていた被告人が犯人であるのか、持ちかけられた側の被告人が殺害の目的が債務を免れるためであると分かっていたのかどうか、持ちかけられた側の被告人が死亡の結果について責任を負うのかどうかといった、難しい争点がいくつかあったというふうに伺っております。判決では、いずれの被告人も有罪と認定され、被告人の一人が無期懲役、もう一人が懲役30年に処せられ、公判審理から評議、判決まで10日間という長い期間で行われたと聞いております。証人もたくさんいたというような事件だったそうで、大変だっただろうと思いますが、いかがでしたでしょうか。

7番

最初に裁判員裁判というのは大体5日間くらいで終わるだろうというDVDとか見ましたけれども、10日間ということで、期間的には大変だったです。裁判員制度そのも

のは、やはり特殊な犯罪ではなくて、私が担当したのは闇金が関係していますけれども、ただいつ何時、こちらが被害者になったり、加害者になったりしてもおかしくない、そういう身近な事件がほとんどだとは思いました。裁判員制度というのは、司法に民意を反映させるという大義名分があると思うのですけれども、やっているうちに、何となく自分の人生観というか、やはり与えられた、思い込みではなくて、出された証拠とか、そういうものからですね、やはり客観的に冷静に公平に判断するということが問われているなということ、何となく自分自身の生き方も問われている制度なのかなというふうには思いました。それで、アンケートとかを見ると、裁判員制度に参加したいですかというと、大体8割くらいはやりたくないというアンケートが出ているのです。それで、やった人に対して、どうでしたかという、98パーセントくらいがやって良かったというアンケートが、たまたまこの間テレビで見ましたけれども、そのときに、何でやって良かったという意見が出てくるのかというと、やはり事前にですね、特に我々の事件というのは入り組んでいた事件ですけれども、実際に裁判員制度を導入するときに、公判前の整理手続というのが行われますよね。そこで論点のある程度絞って、今回の事件はこうですよということと、それから、我々が道を誤らないように、それぞれ検察官の方とか、弁護人の方とか、そういう方から非常に詳しいレジュメというものが出されていて、それに沿って事件が流れていくのだなということで、それはさすがにやってみて初めて気が付いたのですけど、それが非常にそれぞれの方から出されたレジュメというのが詳しくて、非常にそれは我々も助かったなと感じました。明日はこういうふうにやります、その次はこうですよということで、それぞれの立場で、こういうことを証明していくというのがあって、多分、そういう手続がなされているので、担当した裁判員も混乱しなかったことで、やって良かったなという感想につながっているのではないかと思います。その途中、途中で、冒頭陳述のメモがあって、その後に論告のメモとか、そういうものが随時出されて、それを確認するような形で、そして、終わって評議のときも、それに沿って、つつい感情に流されがちなところをちゃんと裁判官の方がリードしてくれてということなので、改めて我々が、結論はともかくとして、審議は十分に尽くせたなという点についてはですね、非常に感謝をしていますし、これから裁判員を目指す方については、そういう点についての不安はないよというようなことは、事件を通して感じたことです。

#### <選任手続について>

司会者

ありがとうございました。このようにして、手続の段階ごとに、いくつか思い出していただきながら、話を伺っていきますけれども、検察官、弁護士、裁判官の立場から、こんなことも伺ってみたいというようなことが出てきましたら、随時お話に入ってくださいということになりますので、そのときはよろしく願いいたします。

まずはですね、候補者として呼ばれたときがあったと思いますが、そこに来るまでの間に、裁判の日の2か月くらい前でしょうか、裁判所から呼び出しのお知らせをさせていただいて、様々に日程の御都合を付けていただき、都合の付かない方は御連絡をいただくというような手続をとっておりますが、その辺りで、今回、私は参加したのだけれども、実はすごく大変だったのだと、こういった事情もあるのですというようなことを、

我々に伝えておきたいというようなことがありましたら、どなたからでも良いのですけれども、お伝えいただけるとありがたいのですけれども、いかがでしょうか。

7番

私自身は自営業で、10日間という日程も何とかこなすことはできました。私の友達も実は裁判員に選ばれたことがあったのですが、サラリーマンで、日程がどうしても取れないということで、その辺は特にサラリーマンの方というのは、5日間も10日間もとっちゃうと、実際に会社の方が理解があるところでしたら良いのでしょうか、会社の規模が小さかったりとか、いろいろな内部の問題があったりとかいうときに、サラリーマンの方が自由に参加できるような、そういう形があると参加できるのかなという感じがあります。ですから、会社に絶対出せというふうな強制力もないだろうと思うので、会社側の理解を求めて、参加できるようなシステムというか、そういうものがあれば、関心はあるけれども、日程的なものでどうしても無理だということもあるので、何かその辺は一つの制度として、企業も含めた形で参加できる、せっかくこういう制度があるわけですから、そういうのが選任に関しては、あれば良いのかなというふうには感じたのですけれども。

司会者

今、お勤めの方というお話が、御自身の経験と反対の意味でですね、お勤めの方というのがありましたけれども、それ以外の方、御家庭の御事情とかもいろいろあるだろうと思いますけれども、何か今回こういうところが大変だったとか、あるいは、こういうところをもう少し現場の人たちに分かってほしいなというようなことはございませんか。

4番

私は会社員ですが、うちの会社は、この制度については特別休暇を認めていただいているのですよね。ただ、会社の中では、裁判員になったら嫌だなという人がすごく多いのですよね。実際に一般の人たちは裁判員に抽選で当たったら、嫌だなというのがすごく多いのですよね。今回私は実際に裁判員になって、会社で特別休暇をもらって、実際にはこういうことだよということは周りの人たちには言うてはいますけれども、裁判員ってそんなに難しいことじゃないということで、そういう部分はまだ、きちんとしていないのかなとは感じました。だから、ある会社ではそういう部分で認めているところもあるだろうし、どうしても小さい会社はそうはいかないかもしれないし、大きい会社でも裁判員に選ばれたよと言ったら大変だよねというような、今はそのような状態じゃないかなという気はしました。

司会者

同じような話題なのですが、確かに特別休暇を設けてくださるといった対応もあるかと思います。そういった制度があったとしても、実際は仕事の事情で、やりくりするのは実は大変だというようなことで、できませんということをおっしゃられる候補者の方もいらっしゃるわけなのですが、2番の方は、その辺り何かありますか。

2番

自分の場合は、あらかじめ、通知を2か月前にいただいていたので、早めに伝えておいて、調整はしてもらっていましたので、そういう部分では、それくらい期間をおいていただいたということは、ありがたかったというか、参加しやすいスケジュールであっ

たと思っております。

司会者

実際に裁判所に来てから、選ばれるまでの1時間だったり、1時間半だったりがあるわけですが、あの辺りの、選任手続と我々は呼んでいるのですけれども、あのときの裁判所の対応といいますか、その辺りで気付かれた点とかございましたか。あそこはちょっと困ったとか、ここはちょっと直した方が良くはないか、みたいなどころはないでしょうか。

8番

先ほどの話につながるのですが、選任手続で選ばれるかどうかが分からない。だけど、そこで選ばれたら、もう翌日からというような流れになっちゃっているのだから、会社に対しても、処理をするとか、申請をする時間が与えられない状態のまま、選任されてしまえば、そのまま入ってしまう。ですから、その前の事前の手続として、選ばれたらこうです、選ばれなかったらこうですみたいな、2通りのパターンで、会社に一応申請を挙げていたのですけれども、少し余裕を持たせた日程を組んでいただけると、当たりましたということで、会社側に事情を説明して、仕事の組み立てでもできたと思うのですよね。ですから、4日間という短い日程でしたけど、毎日終わってから会社に行っていました。

司会者

大変御苦勞様でした。今のような御意見は、以前の意見交換会の際にも伺ったことがありますし、また、私自身が担当している事件の裁判員、あるいは補充裁判員の方々とその期間中にお話をしていながらも伺ったことがあります。実際に事件を担当している裁判官が、日程を検察官、弁護人と調整しながら組んでいくわけですが、その選任されてから実際の裁判が始まるまで、どのくらい日数や時間を置こうかと、場合によってはですね、午前中から午後にかけて選んで、午後いきなり法廷に出ていただくというような裁判もあると聞いておりますし、その辺りの裁判の進み方、選ばれてから始まるまでについて、何かその辺りの当惑した、困ったな、戸惑ったなというような経験のある方はいらっしゃいますか。8番の方の御指摘は、そういう面のお話だったと思いますが。

4番

ちょっと時間は欲しいですね。その日からすぐ裁判だと言われてたときに、「えっ。」というのがありますよね。やっぱり、1日か2日、そういう余裕があれば、会社との調整もできるし、自分自身の心掛けにもちょっと時間がかかるし。選任されたから次の日から裁判ですと言われても、ちょっと戸惑いがありますよね。2か月前から選ばれたって言うても、選任されるのはその日ですよ。次の日から裁判ですと言われると、ちょっと、「えっ。」というのがありますね。それでいけば、1日か2日くらいの余裕があれば、我々も調整はできるかなと思います。気持ちの問題もありますね。会社に勤めていけば、特にそうだと思うのですよね。選ばれるか選ばれないか分からない。だけど、行ったら選任されたから、翌日からもう休むよというスタイルになっちゃうと、会社もそれなりの準備も必要だということもあるし、自分自身も明日から行くという形になっちゃうと、何か流れの中で理解しないうちに乗っかっちゃって、そのうち

に、こういうことだというのが分かるのですけども。前もって少し余裕があれば、そこら辺がちょっと違うのかなという気がしました。

### <冒頭陳述について>

司会者

ありがとうございます。いろいろな感じ方、あるいは、御自身でそうじゃないとお感じになっている方もいらっしゃるかもしれませんが、確かに選ばれてから、一気に裁判官と部屋に入って、いろいろな説明が始まりますので、思われたこともあろうかと思えます。

それでは、今、選ばれていきなり裁判となるのは大変だというお話もいくつか出たなかで、その裁判の話をしていこうと思います。実際に法廷でどういう審理がなされたかは、皆さんそれぞれの審理があったと思います。例えば、検察官と弁護人から示されたレジュメがそれなりに役に立ったのだというようなお話も先ほどありましたし、あるいは、被告人質問のやり取りがちょっとどうなのかなと思ったというような御指摘もあったところですが、そういった裁判の内容について、少し細切れにしながら、手続を追いながら、お話を進めていきます。一番最初のところですね、起訴状を読み上げる、あるいは、検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述とあって、私たちはこの事件でこういうことを証明しますといった一番最初のところがあったと思うのですが、皆さん、どのような場面だったかと思い出していただけますか。本当に一番最初です。そこについて、検察官とか弁護人が伝えたいこと、皆さんに注目してほしいと思っているようなこと、それが皆さんの側に伝わっていたかなどうか、あるいは、あの段階では正直よく分からなかったな、そういった御感想はないかなと思って、そこを話題にしたいのですけど、どなたでも結構ですが、いかがでしょうか。

3番

検察官の冒頭陳述が、いろいろ話を聞いていたら、スッと入ってくるのですよね。要するに、流れがね、無駄なくというか、変だなということがなく、疑問点が湧かないで、スッと入ってくるし、逆に弁護人の陳述は、どうも無理くり合わせたような感じが。それが最初に感じたことです。

司会者

3番の方が担当された事件は殺人事件ですね。検察官の冒頭陳述は、時の流れに従って何が起きたかというのがA4の紙1枚の半分くらいを使って書いてありますけれど、あと争点も書いてある。弁護人の出された冒頭陳述はそれほど長いものではなかったということですが、述べられた内容のつじつまというか、それは証拠ではないのは前提としたとしても、つじつまが何かしっくりこなかったという意味ですか。

3番

そうです。自分だったらどうかなという感じで置き換えると、どうも弁護人の陳述はスッと入ってこないのですよね。クエスチョンが多いような感じだと思いました。

司会者

ここは考えなきゃいけないみたいなのところがいくつか出てきたということですか。

3番

そうですね。検察官の言うことが、すんなりと無理がないなという感じは、この事件

ではしました。

司会者

今のようなお話で、全く結構なのですけど、他の方、いかがでしょうか。

7番

私たちの事件のときは、弁護人が裁判員に対して、ここに注目してくださいということと言われました。検察官側のメモというのは詳しくはありますが、その他に弁護人の方々から言われたのは、この辺は大事なことですよという、裁判の素人に対して非常に丁寧に言っていたので、そこが問題なのだということは、その後の評議でも素直に入っていたかなという感じがするので、論点は相当たくさんあったと思うのですが、その事件についてのポイントは十分にこちら側にも伝わったかなと、改めて感謝をしています。

司会者

他の方はいかがでしたでしょうか。御自身の事件を振り返ってみてですね、ここは御遠慮なく、分かりにくかったなということがあれば、指摘していただくと、後々のためにとてもありがたいということになります。

5番

検察側の冒頭陳述は、一通り事実を述べているものなので、これだけ聞いたり読んだりすると、この人はものすごく悪いことをしていて、とんでもない人のような印象になるのですが、ただ一方、弁護人側の冒頭陳述を聞くと、そういう面だけではなく、この人はこういうふうに思っていて、今後に関してはこういうこともあるという、白の面と黒の面の両方からお話を伺うことができ、それで一方的にこの人は全面的に悪いとか、最初に話を聞くといろいろな印象を持ってしまうのですが、両方の話を聞くことで、いろいろな面から考えるきっかけを与えていただいたということでは、非常に分かりやすく、考えるきっかけを作っていただくことで、すごく良かったかなと思います。

司会者

5番の方が経験された事件の弁護人の資料は、それほど長くいろいろなストーリーを述べられたようには見受けられなくて、こことここを注目してくださいというような、そのような感じだったのですか。

5番

そうですね。まず、それまで被告人もある程度認めてきて、ここまできていると思うので、証人もちゃんと来ていて、そういう中で、この人の罪の重さがどれくらいかというのをはかるというのが目的だというのが結構最初の時点で分かっていました。そこに向かって、私たちが何を考えていくかというのを、順を追って考えていかせていただいて、法廷を離れて皆で評議している間には、裁判長とかが、その中では触れなかった、例えば、学歴だとか、ちょっとしたことも話していただいたりしたので、そういうのもちよっとずつ参考にはなったかなと思います。

司会者

ありがとうございます。他の方、いかがでしょう。事件を振り返られて、何か思い出したりすることはないですか。

4番

このときの検察官の話では事件の内容はすごく分かりやすく、聞いていて、どんどん入ってきました。だけど、抗争に至る経過だとか、心情だとかというのは弁護人の方で、冒頭陳述で述べられたので、事件の発端はどういうところから来たのか、そういうところは弁護人の冒頭陳述の中で、こういう内容で抗争が起きたのだとかという流れは分かりました。やっぱり、検察官の方は、逆に言うと、その事件に対して、はっきりしたものを出すのが検察官だと思うのですよね。弁護人の方は、それに対して、事件の発端がどういう状態で起きたかとか、それから情状的なものは何があるのかとか、そういうのは弁護人の方から出てきているのだなというふうには感じました。検察官が出すものは、その事件に対して、こういう事件を起こして、証拠はこうだと、後は、これに対する証拠がこうなので有罪か無罪かというような形のもので、事件の内容も本当の発端はどういう状況で起きたかとか、そこまではないのかなというのを感じました。弁護人は、被告人の今の心情だとかいろいろなものでこうなったのだよということを訴えることによって、この事件はこうだったのだと、被告人は実際に事件はちゃんと認めている、だけど、そのためにこれだけの情状酌量が必要ではないかというのは、弁護人の立場だと思うのですよね。そういう冒頭陳述だったなというふうには感じていました。

司会者

2番の方、4番の方、6番の方、8番の方は、同じ事件を担当されたわけですけど、お一方はそういう感想を持たれたということですけど、他の方はいかがでしたでしょうか。

8番

事件に関しては、4番の方と同じで、心情や背景や犯行に至る動機などを弁護人から伺って、事実を検察官から聞いたのと照らし合わせてというのは、大変分かりやすかったと思います。私は、もっと難しい言葉がいっぱい並べられると思っていました。裁判所もこんなふうにデジタルで見せてくれるようになったのだとか、資料やプレゼンがこんなふうにかっこよくできているのだということに、ちょっと感心しました。

司会者

それは、内容を皆さんに伝える努力みたいなところですね。

8番

そうですね。

司会者

2番の方、あるいは6番の方、何かありませんか。同じ事件だったと思いますけど。

2番

お二方と同じように、プレゼンのされ方と申しますか、説明のされ方がとても丁寧にしているなというのは感じてはいました。見せ方と申しますか、映像と写真などの説明があったりしたときには、言葉だけでは分かりにくいところも、そういうふうな形で見せてもらえるというのは、想像しやすいなとは思いました。

司会者

今、御指摘になった辺りには、証拠の内容を見せてくれるところも含めて、かなり工夫がされていたという御意見を言われましたかね。

2番

そうですね。

司会者

6番の方、分かりにくかったなという印象はあまりないですか。

6番

ないです。分かりやすかったです。資料を含め、分からないところはなかったと言いつけるくらい分かりやすかったです。

司会者

例えば、最初のところの冒頭陳述辺りが、ちょっと長いのではないかと、ここまで言わなくても良いのではないかと、まだ証拠も見ていないのに長かったな、前の方に言ったことを忘れちゃったとか、そんな経験をされた方も接したことが私はあるのですけれども、そういったことはなかったですか。

6番

なかったです。

司会者

検察官と弁護人の立場から、何かこの辺、伺っておきたいことはないですか。

磯田弁護士

2番さん、4番さん、6番さん、8番さんが経験された事件は、比較的ベテランの弁護人だったと思います。冒頭陳述のやり方も、いわゆる昔からのやり方に近いような、かなり詳細なものを用意して、それを読み上げるというスタイルだったのかなというふうに想像するのですが、それで間違いないですか。

2番、4番、6番及び8番

(うなずく。)

磯田弁護士

その資料自体は、皆さんの手元に、読み上げられている原稿が来ているという状態ですか。ポイントのレジюмеだけではなくて、全文が入っているような。

2番、4番、6番及び8番

(うなずく。)

磯田弁護士

そういうやり方をした場合に、それが一つのやり方であって、あともう一つはですね、予告編方式といって、先ほど誰かがおっしゃっていたと思うのですが、私たちはこの事件でこういうところを見ていただきたいです、この4点ですとか言ってですね、やる方法があって、それはどちらかという、本当にこれからこういうことがあるので見てくださいねという形が多いのですよね。今、非常に興味深いなと思っていたのは、皆さん非常に分かりやすいとおっしゃっていた。そうすると、それくらいの情報は最初にあった方が良いなというイメージというふうにお聞きして良いのでしょうか。

4番

聞いているとですね、ドラマの中に入っていくような、その場に臨場感があるのですよね。実際にはこういう状態でこういうふうになったのだな、こういう中でこういう事件が起きたのだなというのが感じられるのですよね。検察官が言った事件の内容がバツと出てきますよね。その後、弁護人が出てきます。そしたら、そこにドラマが、自分

がその中に入っていきような感じ。こういう事件だったのかと、その中で、後でいろいろ評議の中で出てくるので、事件の内容がすべて、自分の中に浸み込んでいきような感じはしましたね。

磯田弁護士

その場合にですね、それは冒頭陳述という形でありますよね。その後、証拠調べというのがあって、同じような話が結局出てきちゃうのではないかと思うのですが、ダブっているなどかという印象はあまりなかったですか。

4番

ダブるという感じはしなかったですね。証拠調べのときに、証拠品が出てきました。どんどん出てきて、この証拠はこういうことだと、検察官が証拠品としてけん銃の発砲位置がどうだとか、証拠をきちんと見せられたときに、ああ、そういうところで撃ったのだとか、そういうのをはつきり確認することはできました。意外とこの事件の概要というのかな、冒頭陳述の中である程度の概要は見えたなど。それで、証拠調べの中で、これはそうだよ、これはそうだよというのは、一つずつ確認をすることはできました。

司会者

他の方、違った局面から、今の磯田弁護士の御質問に対して、このようなことを私は感じているというようなことはないですか。

8番

同じようなことかもしれないですけど、磯田弁護士がおっしゃったのは、箇条書きで概要だけをポンと出されるのと、私たちが担当した事件の弁護人みたいに小説のように会話形式で書いていただくのとでは、多分、私は感じ方が違ったと思います。検察官の証拠は事実なので、箇条書きの方があまり先入観を持たずにいけると思うのですが、多分、私の事件のときには、あの弁護人のちょっと芝居があった、小説ぽかったのが、逆に被告人のそれまでの犯行に至る経緯や動機が、ちょっと人間的に伝わってきたというふうに私は思いました。

司会者

検察官は何か伺ってみたいことはありますか。

笠原検事

今、8番さんがおっしゃった事件を担当したのは私で、検察官としては、やはり4番さんもおっしゃっていたと思うのですが、しっかり立証することが可能な事実を短時間の中で要領よくまとめて説明すると、詳しい経緯や動機に関しては、証拠の詳しい内容を見てもらったり、被告人に質問して聞き出したりとか、そういう方法で埋めると。最終的には、そういったことも含めて、全部理解してもらおうと。ただ、さわりの段階で、そのすべてを検察官が述べてしまうと、これから出てくる証拠の内容を全部先に説明しているみたいな形になって、時間もかかるし、そっちの方に誘導してしまうようなことにもなってしまいかねないので、検察官としては、ある程度抑えて、この内容にしているところなので、そういった意図が伝わっているとお見受けしましたので、良かったなと思っています。一方で、8番さんのお話にもあった、小説めいたものと箇条書き、どちらが良いかということに関して、ちょっと今聞いた感じだと、そういうふうな

小説めいた情状的なものだと、最初の段階でこういう事件なんだというような、こういう経緯や動機がある事件なんだということが強く印象付けられているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

#### 4 番

そうではないと思いますね。検察官が出すものは、この事件について、こういうものだよと、流れとしてはこうですよということで、後で証拠調べできちんとしたものが出てくる。それで、弁護人の方は、この事件の情状的なものだとか、そういうものを、小説まがいとか、一つの流れとして、歳のいった弁護士さんだったので、そういうふうにして、しゃべり方もそういう感じでやっていたので、事件としてはきちんと決まっているので、あとは、弁護人が被告人の心情がどうだとか、流れとしてはこうだというようなことを言っているだけであって、箇条書きでボンボンとされてしまうと、弁護人の方が箇条書きで来られると、その流れが出てこないのではないかなという気がするのですよね。検察官の方は、きちんとこの事件はこういうことですよと、後で証拠調べはこうですよと、きちんとした証拠はこういうふうにありますよと言っていたときに、その事件の内容はもう全部分かっちゃうので。弁護人は、被告人は罪を認めているのであって、あとは情状酌量でどこまで持っていくかという裁判だったような気がするのですよね。だから、そういうような弁護人の冒頭陳述の中で、そういう流れにしたのではないかなという感じは、私はしましたけれども。そういうふうには受け止めました。

#### 笠原検事

もう1点よろしいですか。今の点で、弁護人からそういう詳細な冒頭陳述がなされた後に、実際に証拠調べをやっていって、どういう罪を犯したのかということは、基本的には検察官がすべて立証して、弁護人は、今回の事件でいうと、被告人からいろいろ話を聞いて、経緯や動機を明らかにしたと思うのですけれども、最初の冒頭陳述でかなり分厚い内容を述べた上で、被告人質問や他の証拠調べを経て、その冒頭陳述どおりの経緯や動機だったのだなと、最初に弁護人がおっしゃっていたことはそのとおりの内容だったなというふうに思ったか、それとも最初に大きな盛った話が出すぎちゃって、実際のところはそうでもなかったなというふうに、後々思われたかというところをお聞きしたいのですけれども。

#### 4 番

私は、弁護人の最初の冒頭陳述はこういうものだなというのは聞いていました。実際に、けん銃を発砲したということがどうだといったときに、やっぱり私はそれはもう一般社会では絶対に考えられないことですし、それだけ人に恐怖感を味わわせたということも分かっていたので、被告人質問をやったときに、質問したのですよね。質問したときに、本人の顔を見ていたのですけど、そっぽを向いていたのですよね。そのときに、この人は反省の色はないなと、私は感じました。だから、冒頭陳述で長々言っていた、その内容とその情状酌量する余地の部分と弁護人は言っているのですけれども、実際に被告人質問をしたときに、実際に被告人を見ながらやったときに、被告人は目を合わせないとか、そっぽを向いたり、そういうことをしたときに、この人は反省していないなというふうに私は思いました。だから、冒頭陳述が長いからどうのこうのではなく

て、事件の流れは分かったのですよね。その人たちの心情も分かった。だけど、実際に被告人質問したときに、こちらの質問に対して真剣に応じてくるのかなと思ったら、そうでもないとなると、やっぱりこの人は反省してないなというのは感じました。冒頭陳述でどうのこうのというのではないと思うのですよね。証拠調べだとか、被告人質問だとか、そのようなもので我々も感じるものも大きいと思うのですよね。そういうことだと思います。

### <証拠調べについて>

司会者

今ですね、証人尋問とか、被告人質問という話題が出てまいりましたので、他の事件を担当した皆さんも含めて、話題を変えてですね、実際に裁判でどういう証拠調べを行われたかというところのなかで、人の話、被告人はこういうふうに言った、弁護人から質問されてこう答えた、あるいは、証人が出てきて、その事件に関して弁護人とかいうやり取りをして、検察官とやり取りをして、何か皆さんの前でお話をして、皆さんはこういう事件かというふうに分かっていく、そういった場面があったりなかったりしたと思います。証人があまりいなかったという方もいらっしゃると思います。その辺りのお話をしてみたいと思います。逆に、別の場面としては、ある人の話が捜査段階で記録されていて、私は何々、何々ですというようなことを、検察官が読み上げているという場面もあったかと思うのですね。例えば、2番、4番、6番、8番の方が担当された事件では、7通の供述調書といわれるものがあったり、5番の方が担当された事件では1通、3番の方でも5通、7番の方だと9通とか、そういうふう供述調書の数があたりしているわけですね。証人尋問に関していうと、2番、4番、6番、8番の方だと、証人として出てきた方はいなかったのではないかなと思います。被告人の話だったのではないかなと思います。5番の方は被害者の方が出てきています。3番の方の事件では、死因を考えてくれたお医者さんが出てきたというのがありますね。7番の方が御担当になった事件では、借入の関係を知る人物であるとか、被告人が犯行前に何をしゃべったかというようなことに関する証人の方が5名出てきています。そういった場面のことをちょっと思い出していただきたいと思います。皆さんが見た、実際に出てきた証人の、あるいは被告人の話、そういったものに向けた検察官、弁護人のやり取り、質問の仕方、そこで、これはすごく良かった、これはちょっと分からなかった、あそこは何であるようなことになったのだろうか、何か、その辺りでお気付きの点とかありましたら、御自由に言っていただければと思います。

3番

先ほども言ったのですけれど、被告人質問の段階において、弁護人と検察官のやり取りを聞いていたのですけれども、弁護人の質問にはスラスラと答えて、検察官の質問にはあやふやな、分からなかったとか、私の事件では極端でしたよね。それで、これが裁判なのかなという感じはしたのですけどね。それが特に印象に残っています。全く記憶にないとか、そういったやり取りはしていません。

司会者

そういう場面についての感想とかでも全く構わないのですけれども、他の方は何かございませんでしょうか。証人の数が多いという意味では、7番の方は、かなりの人数を

聞いたと思いますけれども、事件が事件だったということもあると思いますが、何か感じられるところはありませんでしたか。

7番

証人尋問もさることながら、供述調書が9点ありましたので、それはもう、検察官の方がダーと読んでいくわけですから、とにかく一字一句聞き逃さないように相当メモは取りました。我々のときは事件が週をまたがっていますので、しかも書いたメモは裁判所に置いておかなければいけないので、土曜、日曜にゆっくりお休みくださいと言われてたって、そうはいくかいいたいなのがあるわけですよ。常に頭に残っているわけで、そうすると、家に帰って、忘れないようにメモをしなければいけない。結局、思い出しながら、そうすると次の日、裁判所は大体8時30分くらいから開いていますから、早く行って忘れないようにやらなければいけない。そうすると、やはり実際に検察官の方が出されたレジュメとか、そのようなものは分かるのですが、証人尋問の内容とか、そういうものは裁判員同士でも、そういうこと言っただけみたいなことがあるわけですよ。ですから、それは一人の人の人生に関わることなので、やはりおろそかにはできないし、聞き逃すまいということでした。それと、証人に出た方が5名いましたが、大体お金の貸し借りの実態とか、これは借りていると、あるいは殺意があったとか、そういう話を聞いているとか、という内容なので、それは実際に本当のことを言っているのかどうかということ、なかなか難しいところがありました。検察官側の証人と、そうでない証人と、まあ立証の目的が当然違って来るわけですから、それをやはりどうやって客観的に判断するのかなということ、私も質問させてもらいましたが、やはりなかなかそれだけでは分からない部分もありました。結局、あくまでも感情ではなくて、出された証拠とか、経緯、その全く行動が分からない時間帯も含めて、それをどうやって評議の中で埋めていくかということ、苦労しました。それぞれの証人の方の言動とかを見ても、割と証人尋問の時間というのはそれほど長くはなかったのですが、そこからなかなか汲み取ることはできなかったのですが、ただ目的が、検察官側の証人なのか、そうでないのかということ、真意は分かりました。そのような中で、証人尋問の内容とか、供述調書、その他に報告書みたいなものが10点くらいありましたので、それをきちんと把握するというのが結構大変だったような気がします。

司会者

かなりの数の供述調書とかなりの数の証人の話があったわけですが、それぞれが一生懸命にメモを取っておられたという話もあり、後で振り返って、またおうちでもメモを取られたということもありましたけれども、7番の方の記憶というか、印象の中で何か違いはありましたか。供述調書の話と証人尋問の目の前で話された話と、後々に対する影響といいますかね、7番の方の、最終的に評議に臨むわけなので、そのときに、人の話に対する理解というか、記憶の残り方というか、その辺りで思い出されるようなこと、違いみたいなものはありましたか。

7番

被告人の方にすれば、検察官にそんなことは言っていないと、調べているときにそのようなことを言った記憶はありませんというようなことは、証人尋問の中では言っていましたし、それが本当にそうなのか、検察官の方は言ったじゃないかみたいなのがあ

て、本人はそんなことは言っていないと、検察官は虚偽を書いたのかみたいな、そういうやり取りがあったと思うのですけど。証人尋問はなくて供述調書だけが提出されている方が9名くらいはいらっしゃいましたので、それは聞いていて、どういうふうな観点でそれを言っているのか、結構長かったので、それはやっぱり記憶を定かにしておかないと、後で言ったかもしれないとか、そういうのはいい加減にはできないなというふうには思いました。

司会者

他の方はいかがでしょう。被告人質問、被告人に対して話を、弁護人から聞いていくことが多かったと思いますけれども。証人尋問、検察官が聞いてくれと出してきた証人だと検察官から聞いていくことが多くて、弁護人がその次に聞いたりしていたと思いますけれども。そのやり取りについて、何かお気づきになったこと、あるいは、ここはちょっとよく分からなかったなというようなことはないですか。

5番

検察官の方は、そのとき、話が早口でちょっと聞き取るのが大変だったのですけど、話はよく分かっていました。ただ、証人に関しては、この事件では2名しか出てこなくて、一方の証人は被害者でもあって、もう一方の証人は被告人とお付き合いしている方で、非常に若くて大分幼い部分があって、それぞれの視点とそれぞれの事実の話は聞いたのですけど、事件の規模からいって、しょうがないのかなとは思っているのですけど、もう少し別の角度からの証人があって、話を聞いたかったかなと思います。例えば、証人として被害者と一緒に車を追いかけていたもう一人の従業員は出てこなくて、そっちの話もちょっと聞いたかったなというのもありました。客観的に見て、被害者はどういう状況に見えたかとかいうのが聞いたかったです。もう一方の証人は絶対的に被告人の味方であるわけで、大分甘い感じがあるので、もう一つ別の方の見方でどういう状況だったかというのでも聞けたら良かったかなとは思いました。

司会者

追っかけた人というお話が出てきましたけれども、その方の話自体は検察官が書類を読み上げて、皆さんに聞かせたのではないかなと思いますけれども、そこら辺の供述調書を読んで聞かせてもらった、その追跡して行った人のお話については、何か思い出されることはありますか。あまり記憶に残らなかったりとか、そういったことはありましたか。

5番

話を聞いて、後から防犯カメラの映像も見たりしたので、大体話と見た映像とそのままなので、特に反論する部分もなかったと言えなかったのですけど。それで十分かどうかは分からないのですけど、一応目にできるものは目にさせてもらって、あとは、視覚に入っていない部分は、各証人からの話で補われてはいたもので、これに関してはこういう感じなのかなとは思っています。

坂田判事

私の方から質問なのですが、被告人、それから被害者、目撃者、事件の関係者、いろいろな方がその事件のことを知っているのですけど、その方々の話を裁判の法廷の場で裁判員と裁判官に伝えてもらう方法というのは、大きく二つあるのですね。一つは証人

尋問や被告人質問，要するに御本人が目の前に来て話をしてくれる，こういうスタイルが一つ。もう一つは，供述調書といって，警察官とか検察官が陳述内容を書面に記録化して，それを法廷で読み上げてもらう。検察官が読み上げたり，あるいは，弁護人が読み上げたり。皆さんの体験した裁判員裁判では，どちらの方法もミックスで採用されていたと思うのですが，御本人に来てもらう方が良いのか，その陳述の内容の記録書面を読み上げていただくスタイルの方が良かったのか，ざっくばらんに感想などをお聞かせいただきたいと思うのですが，いかがでしょうか。

5番

やっぱり本人に来てもらうのが一番良いかなと思います。話を聞くだけでは，直接，頭の中に文字としてしか入ってこないのはあるのですが，実際にその場にいた人とか，関係者がそこで話すことによって，どこまで影響するか分からないですけど，その気持ちだとか，いろいろなものも聞こえてくるので，単に述べられたことじゃなくて，そのなかの行間的なこととか，その文字には書かれていないことがやっぱり聞けるので，実際に人が話してくれる方が良いかなと思います。

司会者

2番の方，4番の方，6番の方，8番の方は，供述調書での立証が中心だったと思います。検察官がずっと読んでいくというのが長かったと思うのですが，その読まれた人たち，何人もいたと思うのですが，皆さんの目の前には出てこなかったということになりますね。いま，裁判官が質問したようなことなののですが，やっぱり聞いてみたかったなと思うかどうかということなのなのですが，いかがでしょう。

8番

私は，この事件に関しては，4番さんもおっしゃっていましたが，子供同士のけんかみたいに両成敗みたいところがあるのじゃないかなという印象を受けたので，相手の文面ではなく，その人となりをちょっと見たかったです。

司会者

6番の方は今うなずかれたのですが，同じようにお感じになりました。

6番

そうですね，お会いしてみたいという印象はありましたね。

司会者

2番の方，4番の方，いかがでした。

4番

調書だけではなくて，本人がどういう経過であったのか，やっぱり本人の口から聞きたいなど。文章だったら，文字だけなもので，それを読む人によって捉え方が全然違うと思うのですよね。それぞれ個人，一つの言葉に関しても。だけど，本人がそこでしゃべっているものは，それでもこういうものだなというものは，はっきり本人の口から聞くのが一番早いのかなという気がします。どうしても，人間それぞれ，捉え方も変わってきますので，そこら辺がちょっと，本人を呼んで，そこで証人尋問するというのがあるのも良いのかなと，こういう事件の場合はですね，そういうふうには感じました。

2番

私も同じく，来ていただいて話をしてもらった方が，事件的にも，一方的にというの

でもないのです、相手方もあってという部分もあるので、そういう部分での被害を受けた方の話も聞くことによって、少し加害者の方の考慮する部分も出てくるのではないかと、これは感じました。

司会者

7番の方にも先ほど御発言いただいているのですけれども、両方たくさんあった事案だったと思いますけども、そういう意味では、なかなか微妙な御意見かもしれませんが、今のような感じで、調書だった人たちもできれば聞いてみたかったなど、そういうふうに見えるのか、そこら辺はいかがですか。

7番

一つお聞きしたいのですが、供述調書をとるということは、本人が来たくないと言うからとるのですか。出てきてしゃべりたくないから供述調書にするということなのでしょう。

司会者

色々な捜査をしてですね、事件が発生してから、起訴をする、裁判にかけるか、いろいろな判断をしていかなければいけませんけれども、そのときに、必要な関係者には警察官だったり検察官だったり実際に会って、話を聞いて、記録をとっていきます。それが供述調書になると思います。そういったものを資料として裁判にかける、かけないというものが決まってくるのだと思います。だから、来たくないから調書にするという、そういった話が前提になるものではなくて、検察庁が事件の処理をしていく上で必要なものだから、その人からの話を記録して、それで最終的に裁判にかけるか、かけないかを決めていく。そのような資料を裁判で使う場合があるということだと思います。

7番

今回の事件については、その供述調書を出された方というのは、大体が被告人側の友達だとか、そういう人が多かったのです。それが検察官側の証人として出てくるということは、ある意味、被告人に対して不利な証言を検察官側から立証するために出てくるわけですから、そうすると、そういう人が出てきて、被告人が目の前にいるわけですよ。確かに本人が来て、顔をうかがったりとか、態度をうかがったりしてというのは、あるのでしょうかけれども、そうなってくると、本当のことをちゃんとかなという感じはするので、事件で違うので一概には言えないと思うのですが、供述調書の意味というのはかなり大きいんじゃないかと、それは本人を目の前にしていませんから、ある程度は客観的に、別に検察官の取調べが行き過ぎだということはないと思いますから、そうするとある程度、証人になる人が客観的に言ったということになれば、信ぴょう性は高いと思うので、何でもかんでも証人として引っ張ってくるだけじゃなくて、やっぱり供述調書の意味合いというのは、かなりそういう意味ではあるのではないかなというふうには感じています。

司会者

同じ証人尋問でも、話を変えて、3番の方にお伺いしますけれども、お医者さんでしたよね。お医者さんの話というのは、一般的に思えば難しい、裁判官も似たようなものかもしれませんが、難しい話が多くて、死因がどうだとか、何かその辺りはうまく皆さんに届くように質問し、答えが出ていましたか。

3番

はい、それは答えは出ましたね。いろいろと質問をされていても、納得というか、分かりやすく、証人はかみ砕いて、私の事件では首を絞めたところが最大のポイントなのですけれども、そこを細かく、重要なことを分かりやすく説明していましたね。

司会者

何か用語が分からなくて、後で裁判官に聞いて、ああそうかみたいなことは。

3番

用語はですね、証人が用語を言って、説明して、かなり細かく分かりやすく説明してもらって、素人の私でも分かりましたね。

司会者

法廷で聞いて、そういうメカニズム、そういう内容なのだなというのが分かったと。

3番

そうです、分かりました。

**<論告・弁論について>**

司会者

ありがとうございました。それではですね、話をガラッと変えます。皆さんも最後には刑罰を決めるという段階に入って行って、その前には、検察官や弁護人がですね、無罪を争っているのは脇に置きますけれども、この被告人にはこういう刑罰がふさわしいのだとか、この被告人にはこういう処遇をしてほしいのだとか、例えば、執行猶予が良いとか、そういった話を証拠調べも全部終わって、一番最後のところで、皆さんに訴えかけた場面があったと思いますが、覚えておられますかね。懲役何年が相当であると思料します、何年と書き込んでください、とかですね、そういった場面です。あそこのところで、検察官とか弁護人が、何を根拠にそういうふうなことを述べているのか、だからこういう重たい刑を言っているのだ、例えば懲役十何年とかですね、そういった刑を言っているのだと、何かその辺りについて、法廷で聞いたときに納得がいったかどうか、あるいは、ちょっと正直根拠がよく分からなかったな、なぜあのようなことであそこまで言うのかと、何かそういう疑問を持ったとか、何かそういう感想をお持ちの方、何でも良いのですけれども、よく分かった、逆に全然根拠が見えてこなかった、いろいろな感想があると思いますけれども、そういった辺りでいかがでしょうか。感想を持っておられる方いらっしゃいましたら、是非伺いたいのですけれども。論告とか弁論と言われる場面ですね。

5番

やはり、検察官側の論告と求刑というのは厳しいのだなとは思いました。非情に罰すべきものであるというのを前提にした求刑、それが検察官の役割なのだと思います。これをもとに私たちは話し合ったわけなのですけど、検察官側は厳しいなと思いました。ここの中には、そういう情状的な部分はほとんど含まれていなくて、ここで、懲役6年というのを聞いたときは、そこまではないのではないかなというふうには個人的には思ったのですけど、やっぱりこれをもとにしてなののですけど、厳しいなとは思いました。

司会者

5番の方が聞いた論告の一番最後のところには、同種事案の中で重いとまでは言えな

いが特に酌量すべき事情は見当たらないと、こんなことで最後にくるっとまとめているわけですけど、これを聞いて、何のこととかですわね、そういうふうには思わなかったかなということなのですから。

5番

文字通り読んで意味は分かるのですが、酌量すべき事情は見当たらないって、どうだろうというふうには思って、ここに書いてあるだけだったら、そうだけど、ずっと最初から話を聞いていて、事情は見当たらないことはないのではないかとということ、疑問には思いました。

司会者

弁護人が執行猶予の意見を言ったわけですよ。そうすると、酌量の方の意見が強く前面に出るわけですけど、弁護人の最後の御主張というのを聞いたとき、それはどのように思いましたか。6年というのは執行猶予なんてあり得ない刑ですから、そういう意味では、執行猶予というのは隔たりがあるわけですよ。それを二つ聞いたときに、5番の方はどのように思われたかなと思ひまして。

5番

弁護人側では、懲役3年、執行猶予5年というふうに言われていて、これを聞いたときには、確かに執行猶予を付けた方が良くはないかと思って、一方で、この人が本当に弁護人側が書いているように、二度とやりませんとか、立ち直りに協力してくれる人がいて、絶対的に大丈夫ですということは、100パーセントは考えられはしないなとは思いました。ただ、やはり、検察官側の懲役6年、ここで私は刑務所での暮らしはどういうふうな感じですかというのを後で聞いたのですが、この人が実際に刑務所に入って6年服役するべきなのか、それでこの人に将来的な利益があるのかというのを考えさせられて、ここで弁護人側の情状的なものを聞いて、この方の、私たちが法廷で見た感じ、聞いた話から見て、どういうことが適切かというのを、この二つを本当にちょうど混ぜ合わせて考えるべきなのだなというのを与えてくれたのが、弁護人側のお話かなと思ひます。

司会者

ありがとうございます。2番、4番、6番、8番の方が担当された事件だと、論告では懲役8年と求刑されて、弁護人は弁論で、極力寛大にという言い方をされていたのではないかなと思うのですが、そういった論告とか弁論の結論、そこに至る筋道みたいなものを聞いて、何か腑に落ちないとか、あるいは、なるほどこういうことを考えれば良いのかというのが分かったとか、そういった辺り、何か思い出されることはありませんか。

8番

ちょっと趣旨が違ふかもしれませんが、ここは弁護人から出る書類も、ちょっとした検察官の書類のようなレジュメの方が見やすいのではないかなという印象はありました。質問ですとか、最初の冒頭陳述とかは、ちょっと小説っぽい方が染み入りやすかったですけど、最終的に決めるに至って、弁護人側がどういう経緯でこれだけの酌量をしてほしいかというものに関しては、文章ではなく、一目で見て分かる検察官側の資料のようなものを、比較対象として出していただいた方が判断しやすいのではないかなという

印象を受けました。

4番

私は検察官の求刑のところに対してはすごく分かりやすいなと思いました。弁護人の方は、大きな字で強調してきているので、これもひっくるめて、両方で考えていたかなと思います。検察官側の求刑では、刑の範囲だとか、そういうことをちゃんとうたわれているので、分かりやすかったかなというふうに感じています。

6番

そうね、という感じで、納得して部屋を出たという感じだったので。あとは、弁護人の情状酌量面を考えると、スムーズに決まるのではないかと感じました。すごく妥当という印象しかなかったですね。

司会者

検察官の8年というところにいくまでの説明もそれなりには腑に落ちたということですか。

6番

そうですね。

司会者

7番の方は、無罪の主張をした人は置いておいてですね、懲役30年と懲役5年ということで、かなり離れた話で、検察官の方が厳しくきているわけで、弁護人がすごく寛大にきているわけなのですけども、いかがでしたか、聞いたときにどういう印象を持たれましたか。

7番

ずっと一連の流れの中で、懲役30年を求刑された被告人に対しては、検察官はおそらく、共謀共同正犯というか、共謀があったのだということで、二人については強盗殺人ということを踏まえて求刑が出てきたと思うのですが。無罪を主張している方はともかくとして、それに加担したと。ところが、強盗殺人の場合は無期懲役と死刑しかないわけですから、そうすると、主犯たる人と同じで良いのかと、そういうことで、実際には巻き込まれたという点があったりとか、事件の解決に向けてというか、自分のやったことは警察に知らせ、事件の解決に協力したという点で、やはり同じとするわけにはいかないだろうということで、無期ではなくて、懲役の最高刑30年を検察官の方から求刑したのではないかなということで、求刑については大体理解できたのですね。ただ、問題は弁護人の方から出てきた懲役5年というのは、要するに殺人未遂で強盗殺人ではないと、それから死体遺棄と死体損壊は懲役3年以下になっていますから、それで併せて5年というのが出てきたのだろうとは思いました。実際に検察官側からは、死体損壊も遺棄も、これは強盗殺人の一環だということで、罪は一緒だけど量刑で差をつけるというようなことで、求刑がなされたのではないかなというふうに理解していましたけど。

司会者

弁護人が前提とした、私はここまでしか成立しないと思っているからという辺りも、弁論の中では、かなりしっかりと説明はついていて、弁護人の意見として。

7番

そうですね。当然、そういう弁護はあるのだろうなというふうには思いました。

司会者

そういうところに向かって審理をしていったわけですね。

7番

はい。

### <評議について>

司会者

それでは、もう一つ、段階を進めて、これは皆さんが最後にですね、判断を固めていった場面のこと、つまり評議のことを話にのせたいと思います。評議に限らないのですが、裁判官は進行していく中でですね、様々な説明を皆さんにしていると思います。これから行われるのはこういう手続きですよとか、これから先の手続きではここに注目してくださいとか、次の証人は何かとか、そういった説明をするかもしれません。あるいは、評議の中では、刑罰を決めるときにはこういう考え方で決めるのですと、量刑と言いますが、量刑というのはこういう要素、こういう事情、こういったものを中心に考えるのですというようなことも含めて、かなり法律的な言葉の説明もしていたと思います。その辺りの裁判官のしていた説明ですね、これについて、皆さんそれぞれ担当された事件に皆さんと御一緒した裁判官は3名ずついたと思いますけれども、いかがでしたでしょうか、率直なところ。分からないところがあって、何度も聞き返してしまったとかですね、何度も何度も説明してくれてそこは良かったとか、そういった辺りの裁判官の対応について、感想を持っておられる方はいらっしゃいませんか。

5番

裁判官の3名の皆さんは、説明やお話が非常に分かりやすく、私なんかは本当に全くの法律も裁判も素人ですけど、分からない部分はほとんど埋めてくださって、今はこれをやっています、次はこれをやります、私たちは何を目標しているのかというのをその時々きちんと説明してくださって、質問してもきちんと答えていただけました。例えば、このような質問をしてどうなのだろうとか、何かバカに見えないかなとか思いながらも、分からないで進めていくとそれも良くないので、逐一聞いていたのですが、それも全部きちんと答えてくださいました。裁判官の方と接するのが初めてだったので、こういうふうによくお話してくださる人たちなのだなというのを初めて知って、裁判員をやるというのは私たち素人なわけですけど、それを裁判官の方たちが、プロの人たちが、リードしてくださるからこそ、やっていけるのだなと分かってすごく安心できました。本当に最初から最後まで非常に分かりやすく、すごく感動しました。

司会者

評議の中では、量刑の考え方を説明して、例えば、何をしたのか、どういう危険があったのか、どれだけこの人を非難していいのかというのが中心ですよと、例えばそのような説明があったりですね、反省しているとかいうことがあるかもしれないけど、それで刑が決まるわけではないですよと、例えばそのような説明、説明の仕方は若干違うかもしれませんが、そういった説明があったりと、いろいろなところがあったと思います。それから、量刑に関しては、画面でグラフをお見せしたり、一覧表をお見せしたりとか、そういった場面があったと思いますが、量刑の資料というものについて、皆さん、これは見ておられるのではないかと思います、見てないという方はいらっしゃいませ

んよね。

2番ないし8番

(うなづく。)

司会者

その量刑の資料について、見せられたときの見せ方とか、あるいは、それについての裁判官の説明の仕方とか、そこら辺で何か気付いた点、あるいはちょっと足らなかったなど、あるいはちょっと多かったなどというような、そういった感想を持っておられる方はいらっしゃるいませんか。見せ方とか内容について、あるいは、このようなものがあるればもっと良いのにとかですね、そのようなものはございませんか。

坂田判事

同じ質問なのですが、有罪、そうしたら次はその刑の重さを決めないといけませんねと、こういう話になったと思うのですけれども、自分は懲役何年だと思うというのを考えるのは、難しかったのではないかと思うのですね。スッと何年くらいじゃないかと思ったとか、何年よりは重いのではないかと思ったとか、何年まではいかないのではないかと思ったとか、そういう刑期の具体的なイメージは、スムーズに頭のなかに浮かんできましたでしょうか。

8番

検察官側の論告の最後に、このくらいの刑はこのような感じで、今の事件がこのくらいなので、マックスこんな感じですよというのを箇条書きにさせていただいたので、その後、データベースみたいなものを拝見したので、ある程度落としどころの範囲なのだなというのは、納得できていました。

司会者

他の事件の方はいかがですか。

7番

実際に、検察官側から出された最後のところの意見ですが、同種事案の裁判例等に照らすと死刑を科すのは難しいと考えられると。最初、ここの意味というのは、どういうふうに考えたら良いのかなと、過去の判例等を踏まえると、札幌地裁だけで極端な判決は出せないということもあって、過去の殺害された人が一人、あるいは二人以上の場合に、一人の場合で死刑のケースはほとんどなかったのですよね。残虐な手段はあるのだけれども、もちろん、被害者の数だけで決めているわけではないと思いますけれども、過去の事例でみると、そういうことも踏まえて、死刑は避けていくかなというようなことだったと思いました。いろいろな画面を見て、実際に自分たちが判断するときの一つの参考資料として、それに誘導されたわけではないですけど、今までの判例はこうなっているのだというようなことが分かりました。実際に具体的な事件を教えてもらって、資料も誰かが分からないと、これはどうですかと言えば、またそこに戻ってもらって、おそらく、我々裁判員は不安というか、分からないことがないまま、ちゃんと理解した上で、それぞれの量刑を出したのではないかなと思いました。疑問を持った人が納得するまで説明してもらえたというのがあるので、最終的には、意見の多少の相違はあるのだけれども、そういうものでカバーできるというか、今までの事例とか過去の事例とかがあったので、それは割と抵抗なく、それぞれの考え方を持ったのではないかなという

ふうには思います。

司会者

3 番の方はいかがですか、この辺り。懲役 13 年でしたか、重たい刑だったと思います。どうやって決まったかは言う必要はないのですけれども、御自身がどういう意見を持ったかも言う必要はないのですけれども、意見を決めていくなかでですね、資料とか資料の中身についての説明とか、もうちょっとこれがとか、あるいは、ここは良かったとか、何かそういったところはなかったですか。

3 番

資料としては、大変参考になって、経験もないし初めてなのですからけれども、それをもとにするしか方法はないし、大変参考になって、決めたのですね。若干は差があったのですけれども、最終的には絞り込んでいました。

司会者

論告、あるいは弁論、そういったことも含めて、受け取られ方の問題があるわけですが、検察官と弁護人は何か、ここで聞いておきたいということはあるですか。

磯田弁護士

皆さんのなかで、冒頭陳述でもいいし、弁論でもいいのですけど、弁護人が弁護人席ではなくて、証言席まで出てきて、いわゆるペーパーレスと僕らは言っていますけれども、何も見ないでですね、私たちの意見はこうですとかというのをやった事件を担当された方はいますか。

司会者

弁護人が法廷の真ん中まで来てですね、何かを読み上げるのではなくて、語りかけるように話したという弁護人がいたかどうかです。

2 番ないし 8 番

(首を横に振る。)

司会者

皆さん、首を振っておられます。

磯田弁護士

なるほど、皆さん違うのですね。そうすると、弁護人は基本的には弁護人席でメモを見ながら、それを読み上げていると。そのような感じですかね。そのメモの内容が、一番多い、2 番さん、4 番さん、6 番さん、8 番さんの事件はすべてが書いてあるやつで、他の方の事件はメモなのですが、事件が違うのでなかなか難しいと思いますけれども、先ほど 8 番の方からは、弁論はメモで良いのではないかというお話があったのですが、他の方はどういうイメージですか。例えば、全部語った話を書いてあった方が本当は分かったなということがあるかどうかですけれども、その辺はいかがですか。特に、3 番さんと 7 番さんは否認、一部なのかな、否認の事件、争っている事件ですけれども、そのときにメモでなくて、全部ちゃんと書いてくれた方が良かったなということはありませんか。

3 番

たくさん書いても、私の頭に入ってこないの、箇条書きの方が私は分かりやすく良いと思います。さっきの 8 番さんたちの裁判とは全然違うので、そういうケースもあ

るのだなと、聞いていたのですよね。

7番

私も弁護人のは箇条書きで良いのではないかなと思います。検察官から出る方は、事件の筋というものが書いてあるわけで、そこはある程度詳しい方がこっちとしては助かるかなと。当然、主張している側に反論して出てくるのだろうというのが予想できますので、あまり詳しく書かれてもというのがあるので、私はあの事件だったら、そのまま良かったかなと思います。

笠原検事

評議の中での、量刑を決めるまでの流れについて、どこまで言えるかというのもあると思うのですが、簡単にちょっと教えてもらいたいと思います。私の理解では、当該事件のやったことそのものに対して、どういうふうに評価できるか、例えば、やり方がどうだとか、どのくらいの結果が生じたとか、どういう経緯でやったとか、というところの評価を加えた上で、そこである程度の大枠を決めて、その後、この人には監督してくれている人がいるとか、いくらかのお金を支払っているとか、そういうちょっと犯行そのものから離れた事情を更に考慮して、じゃあ量刑を決めましょうというような順序を経て、量刑を決めているのではないのかなというふうに考えているのですが、まずは、それがその通りなのかということ。あと、最後に量刑を決めるときにですね、我々も資料をこういうふうに見てほしいのだというふうなことを言っていますし、弁護人も言っていると思いますし、裁判官からも説明があると思うのですが、御自身が何年とかと決める際には、どういう思考過程で決めているのかなというのを知りたいです。例えば、この枠内というような資料が与えられているから、もうこの枠内なのだと考えていると、その中でどの辺にあたるのだろうとかというふうに考える中で、こう思ったからこのくらいにしたのだとか、逆にこのような資料を与えられたところで、自分に何の意味もないよと、これに別に乗っからないといけないわけではないのだし、そんなの抜きにして自分の考えだけで何年だというふうに決めているのだよとか、いろいろお考えがあると思うのですよね。その辺の最後に決めるにあたって、どういうふうな経過で決めたのかというのを簡単でよろしいので、教えてもらえるとありがたいです。

司会者

簡単に答えるには、かなり難しい話だと思って聞いておりましたが、一番最後の御質問についてはですね、私もいろいろ資料の話題を出したと思います。そういった資料をかなり参考にされたかどうかという視点かなと思いますけれども、先ほどのお話を随分聞いていると、かなり資料については参照もされたし、説明もあったということですが、かなり役に立ったという方の方が多いのでしょうか。役に立ったという方は、手を挙げていただけますか。

2番ないし8番

(手を挙げる。)

司会者

なるほど、全員なのですけれども、その資料で見せられたグラフであるとか、あるいは裁判官の口頭での説明もあったかもしれませんが、そういったものを参考にしながら、御自身の何年とか、無期だったかもしれませんが、いろいろな意見を決めていった

のか、それとも、それは脇において自分なりの何か考えがあったというふうに思い出すようなところ、どちらなのでしょうね。結構、資料を参考にしたという方は、手を挙げていただけますか。

2番、3番、5番、6番、8番

(手を挙げる。)

司会者

7番の方は手を挙げられていないですが、どのような感じですか。

7番

一応、自分の考え方は持っていたので、それを資料で裏付けたという感じで資料を見させていただきました。

司会者

なるほど、それは今手を挙げられた方も、それは似たような面があるかもしれませんね。あと、裁判官の説明にも影響があると思いますけれども、今回の事件、まずやったことを考えましよう、事件から離れた事情を次に考えましよう。議論の流れがですね、そういうふうだったかどうか確認したいという検察官の御質問だったと思いますが、そういう流れではなかったという方はいらっしゃいますか。まずはやったことの内容を確認して評価しましよう、そして反省しているとか、その他の事情を考えましよう、こういった流れだったのでしょうか。

2番ないし8番

(うなづく。)

笠原検事

検察官としてはですね、一応評議がそういうふうに行われているのでないかなという推測のもとで、だったら、その評議の流れに従って使える資料を出すべきなのではないかという考えで、メモを作っているのです。そのため、大体最初のところには、やり方とか結果とかが出てきて、後ろの方には付随する事情を挙げて、それで何年が良いと思いますという順序で、大体のメモはそうなっていると思います。評議の流れに従って使える内容になっていると理解してよろしいのでしょうか。

司会者

皆さん、論告はそういう意味ではかなり利用していただいたということでしょうか、お話し合いのなかですね。

5番

全くの素人なので、この事件が通常何年くらいのものとか、そういう知識はないので、まず最初に、検察官の何年が相当というのがまず参考になって、それから、評議の中でデータとか、いろいろ見せていただいて、この場合だと強盗致傷とかでいろいろなケースがあって、懲役何年、執行猶予何年というのがありますというのを、いくつもいくつも見せていただいて、ここに似ているとか、これに近いとか、やはりそういうのをたくさん見せていただいた上で、そうすると6年だとちょっと重いのではないとか、懲役付けるとしたらこれくらいだろうけど、ただ、執行猶予もこれくらいだとあるのだなというのが見えて来ます。これを参考として、いろいろなデータベースを見せていただくことで、段々まとまってきて、この辺かな、この辺かなというのが、ある程度定ま

ってくるかなという面があるので、やっぱりそういうデータはいっぱい見せていただくのは良いかなと思います。

### <これから裁判員及び補充裁判員となられる方へのメッセージ>

司会者

ありがとうございます。予定していた時間にかかなり近づいてまいりました。そろそろ意見交換会としては、閉じようと思っている時間なのですけれども、皆さんが経験されて、いろいろな思いがあると思うのですね。大変だった、良かった、いろいろあると思います。この制度はずっとまだ続いていきますので、後輩と言ってはなんですけれども、これから参加するであろう皆さんにですね、何か皆さんの方からメッセージがあれば、一言ずつですね、言っていただくと最後の締めとしてはありがたいですけれども、8番の方から順番にいかがでしょうか。

8番

今回、経験させていただいて、本来であればやらなくてもいい業務を、弁護士や検察官の方々が時間を割いてやっていただいているのではないかなというふうに見受けられました。分かりやすく説明するレジュメを作るのも、素人に分かりやすく進行させるのも、本来であればしなくていい業務がこの7年間、倍になって入っているのではないかなという気がしました。私は割と裁判員制度には否定的な感覚を抱いています。でも、これからは、あたる方がいらっしゃったら、非常に貴重な経験ですし、そうやって国税を投資しているわけですから、是非、積極的に参加いただいて、先ほど冒頭でも言いましたけれども、事件の表題ではなくて、裏にある経緯や心情などもはかり、出している結論だということを経験していただきたいなと思います。

7番

先ほどちょっと言いましたけれども、民意を反映させる制度だと、例えば、選挙とかそういうものというのは、割と民意が反映されやすい制度があるわけですけど、司法に関しては、最高裁の国民審査くらいなもので、こういう機会に本当に市民の目線でいろいろ意見を言える、本当に最高の機会かなというふうに思います。裁判員制度について意見を求められたときに、人が人を裁いて良いのだろうかとか、私はとてもそのようなことはできませんという意見が多いのですが、実際にはその中で市民の目線で事件をですね、多くの人たちに知ってもらって、できれば、自分たちも犯罪を防止するような仕事に就ければとか、役割が果たせればというので、裁判員制度の目的というのは、もしかしたら、実はそういうところにあるのかなというふうに思います。我々もいろいろと話をしていると、やってみないと、最初は毛嫌いしていた人がやってみるとか、そういう人も結構いるのだなというのがあります。最後に裁判官の方にお聞きしたのですが、裁判員制度の普及のために、いろいろなところに行って制度説明をやりますよというふうにおっしゃっていただいたのですが、実際に経験した者がしゃべった方が、いろいろ実感としてはあるのかなと思うので、機会があったら、そういう形で進めていって、せっかくこういう制度ができたのですから、先ほど5万人というお話がありましたけれども、これからはもっともっと増えていこうと思うので、そういう不安をですね、払しょくできるような形で、制度が充実していくことを願っています。

6番

私も参加するまでは否定的だったのですね。なぜ私が参加しなければいけないのだろうとか思っていたのですが、参加してみて、やっぱり意見がガラッと、考え方がガラッと変わったので、参加する前は法律を盾に私のことを拘束していじめるのではないくらいに思っていたので、参加してみて、そんなんじゃないというのが分かっただけで、今後参加する方には、是非一度参加してみてくださいというのが、率直な感想でしたね。

#### 5番

私の周りの大半の人は、裁判員なんてやりたくないという人が多くて、なぜかというのはよく分からないのですが、さっき言ったように気持ち悪い写真を見せられるだとか、素人が裁いてというのはどうなのだろうと言っている人が多くて、私は実際は一度はやってみたいとずっと思っていたので、今回は補充裁判員ですけど、単純にうれしかったです。これをきっかけに、もっと法律とか裁判とかということをすごくよく考えるきっかけになって、テレビでいろいろな報道をしていますが、単純に怖いねとかではなくて、これはどう裁かれるのだろうとかいうふうな考えを持つこともできました。これから機会がある人には、すごく貴重な経験になるので、機会があったら是非体験してみたら良いのになとは思いますが。人が人を裁くと言いますが、自分自身が一人で判断を下すわけではないし、裁判官の方が先導していただくことで、私たちは一緒に考えて、一緒に結論を出すことであって、自分自身が一人で勝手にやることではないので、皆が考えているような怖いことではないし、ドラマや映画みたいな単純なことではないですし、これをやることで、人間の事とか、世の中、法律、犯罪、いろいろな面から深く考える、すごく良い機会になります。これから機会がある人には、単純に怖いからとか、面倒臭いからとかではなくて、否定するのではなくて、まず体験してみたいなと私は思います。

#### 4番

日本は法治国家なので、裁判だとか刑事事件というと、我々一般市民にとっては、遠い世界のことで、ましてや裁判員なんて、何で我々がというのが今までの考え方だと思うのですよね。実際にこういう場に入って、自分たちが裁判を経験することによって、やはり自分たちもこういう事件を起こしてはいけないなとか、そういう部分で犯罪の防止にもなるので、こういうことは、どんどん広めていっていただきたいし、また、裁判員とはそういうものじゃないよということを、裁判所の方も、もっと国民にアピールすべきじゃないかと、そういうふうに思います。

#### 3番

私も貴重な経験でしたし、本当に感動もしています。裁判官が毎回毎回、こういうふうにやっているのだなと思うと、本当にその努力は素晴らしいと思います。私もその一員として参加できたということは、本当に光栄に思います。ですから、誰か近くでそういう裁判員の話が出たときには、経験を語っていききたいなと思います。

#### 2番

自分自身は最初はやりたいという感情がありまして、当たったときには、うれしかったとか、経験ができたという思いが強かった部分がありました。周りでも強くやってみみたいという人もいますし、全くそういうものには関わりたくないという人もいます。けれども、自分が経験してみる上で、そういう事件に関わることによって、自分の中で

も、そういう犯罪を起こすつもりはないですという、どこかで戒めになる部分もありますし、そういう事件や犯罪に対しての見方であったりとか、自分事のような感覚で事件を見ることができるというか、いざそういう場面に立たされたときに、被害者であったり、加害者であったときの心情を少しは考えられるようになったかなというふうには思いました。そういう部分で、先ほどおっしゃったように、犯罪の抑止にはなるのではないかなという部分もあるとは思っているので、積極的に参加してもらって、経験してもらおうということが大事ではないかなと思っております。

司会者

ありがとうございます。それでは、本日出席いただいた弁護士、検察官、裁判官から、感想などありましたら、お願いします。

磯田弁護士

裁判員をやられた方に、僕らは法廷ではお会いするわけですがけれども、どのような感想を持たれたかというのを直接お聞きする機会はなかなかないので、今日は本当に貴重な機会でした。本当にありがとうございました。

笠原検事

同じく、こういった御意見を聞かせていただく貴重な機会を設けていただき、ありがとうございました。あと、私個人として思うことは、このなかにも私が担当した事件がありましたけれども、裁判員の方の被告人や証人に対する補充の質問ですね、やはり我々が思い付つきそうで思い付かなかったことというのを、言ってくれたりするのですよね。どうして、このとき、こんなふうを考えられなかったのですかみたいな質問が、そうだったなと思うことが結構あります。非常に皆さんの参加というのは、被告人たちにとっても貴重な意味合いを持つようなものだと思うので、近くで裁判員になりそうな人がいれば、御経験を伝えていただければと思います。ありがとうございました。

坂田判事

本日はどうもお忙しいなか、ありがとうございました。それ以前に、それぞれ今日お越しの皆様が関わっていただいた裁判員裁判で、非常に熱心に、真摯に取り組んでいただいたということもひしひしと伝わってくる、今日のひと時だったような気がします。大変ありがとうございました。今日いただいた御意見を踏まえて、また試行錯誤、いろいろ悩みを深めながらですがけれども、裁判員裁判がより良いものになるように、努力してまいりたいと思っております。あと、今日、御発言のなかでは、裁判員制度、あるいは裁判員になるという御経験が一体皆さんにとってどういうものなのかということについて、少し裁判所の方の発信といいますか、アピール、広報というのですか、それが不十分じゃないかという御指摘もあったところで、そういった裁判員制度の広報、発信についてももしっかり心掛けて、できるだけ裁判員裁判に参加していただきやすくなるように裁判所もできる限り役割を果たしていきたいと思っております。本日は大変ありがとうございました。

司会者

皆さん、本当に長い時間になってしましまして、お疲れ様でございました。意見交換会としては、これで終わりということになります。私も、今日ここに来て、良かったと思っております。また一生懸命、頑張ってくださいと思いますので、これからも何かあ

りましたら、よろしく願いいたします。

以 上